明和町地域福祉計画・明和町地域福祉活動計画 (平成29年度~平成32年度)

明和町 地域福祉推進計画



あいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、人間 関係の希薄化や地域コミュニティの衰退、相互扶助機能の低下など、地域社会や家庭を取り 巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、地域に住む皆さまが様々な地域課題を一人ひとり自分のこととして認識し、 みんなで助け合い、支え合う関係づくりを進めていくことが地域の中で安心して暮らすため には大変重要です。

このため、明和町は明和町社会福祉協議会と協働し「明和町地域福祉推進計画」を新たに策定しました。

この計画は、明和町と明和町社会福祉協議会が同じ目標をもち、お互いの役割を発揮し、基本理念の「みんなが つながり ささえあう まち」、「地域共生社会」の実現を目指していくものでございますので、町民の皆さま、関係団体の皆さまのこれまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げます。そして、このことが「住んで良かった、ずっと住み続けたい明和町」のまちづくりにつながるものと確信しております。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました明和町地域福祉推進計画策定 懇談会の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者並びにアンケート 調査等にご協力いただきました町民の皆さまに対しまして、心から深く感謝と厚く御礼申し 上げます。

平成29年3月

明和町長 冨 塚 基 輔

明和町地域福祉活動計画策定にあたって

明和町は、だれもが自立して地域の中で安心して生活できるまちづくりを目指しており、 地域福祉を推進することが求められています。地域社会や家族関係の変化などによって複雑 な生活課題が増えるなか、生活困窮者自立支援の拡充、介護保険法の改正に伴う地域包括ケ アシステムの構築、住民主体の介護予防・生活支援の充実、障がい者の自立支援の強化、子 ども・子育て支援の充実などが優先課題となっています。また、国では地域共生社会の実現 に向け、「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組を推進しています。

こうしたなか、町と社会福祉協議会が地域福祉の理念を共有し、互いに連携して地域福祉 を推進していくため、行政計画である地域福祉計画と社会福祉協議会が中心となって策定す る地域福祉活動計画を「明和町地域福祉推進計画」として一体的に策定しました。「みんな が つながり ささえあう まち」を目指して、町・社会福祉協議会・地域・町民が互いに 協力して取り組む内容となっています。

社会福祉協議会は、「地域での問題を発見し、家族なども含めて問題をかかえた人が地域でより良く生活していくための支援、課題解決のための事業・活動を地域の人たちと一緒に考え、実施していく」コミュニティソーシャルワーク(CSW)の機能を充実して地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり大変お忙しいなかご尽力いただきました策定懇談会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました全ての方々に心から御礼を申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人明和町社会福祉協議会会長 飯塚 正弘

目次

第1章 計画策定にあたって 地域福祉とは ・・・・・・・・・・・・・・・2 1 2 地域福祉推進計画とは ・・・・・・・・・・・・・4 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・6 3 4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 5 計画策定の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・ 7 第2章 明和町の地域福祉 1 統計からみる明和町 ・・・・・・・・・・・・10 2 町民アンケートからみる明和町の状況 ・・・・・・・19 3 意見交換会等で出された地域福祉に関する課題 ・・・・・24 4 明和町における地域福祉の課題 ・・・・・・・・・26 第3章 計画の体系と取り組み方針 基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・30 1 2 計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・31 3 取り組み方針(基本目標) ・・・・・・・・・・・32 第4章 計画の推進 1 計画の推進体制 2 計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・51 参考資料 1 計画策定の経過 ・・・・・・・ 2 アンケート調査について ・・・・・・・・・・54

策定委員会設置要綱 ・・・・・

4 明和町地域福祉推進計画策定懇談会委員名簿 ・・・・・・56

*障害(者)の表記について

本書において「障害」が人や人の状態を表す場合は原則として「障がい」と表記します。

法令や機関、団体等の固有名詞の場合は「障害」と表記します。

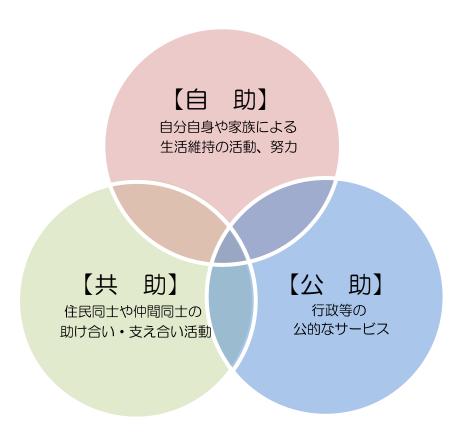
第1章

計画策定にあたって

地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民、行政、社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むものです。明和町でも少子高齢化、家族関係の変化などのなかで、生活課題を抱えている人たちを地域の助け合い・支え合いで支援することが必要となっています。また、複数の課題を抱えているためひとつの福祉サービスでは解決に結びつかないケースが増えています。(制度の狭間の問題)。さらに、子ども、高齢者、障がい者、引きこもり、閉じこもりの人などの社会参加を進め、社会的孤立を防ぐことが求められています。

こうしたことに対応する地域福祉を進めるためには、住民や社会福祉関係者が地域福祉について学び、意識を高め、ネットワークをつくって協働で取り組む必要があります。



※ 地域包括ケアシステムでは、自助・互助(助け合い、支え合い)・ 共助(社会保険、介護保険等制度化された相互扶助)・公助の4つの区分としています。

*地域福祉をめぐる動き

平成 12 年に改正された社会福祉法第 4 条には地域福祉の推進が定められ、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉活動を行う者(社会福祉関係者)は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。」とされています。

「地域における「新たな支え合い」を求めて〜住民と行政の協働による新しい福祉〜」(これからの地域福祉のあり方に関する研究会、平成 20 年 3 月)では、地域における「新たな支え合い」(共助)を住民と行政の協働でつくっていくこれからの地域福祉の方向性が提言されました。

「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現〜新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン〜」(新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム(厚生労働省)、平成27年9月)では、すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる「地域づくり」を進める新しい地域包括支援体制の構築(地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現)が提言されました。

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 25 年 4 月施行)では、社会参加、地域社会における共生等を基本理念として、障がい者が地域で安心して生活できるよう支援することとしています。また、平成 28 年 4 月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障がいの有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

平成 27 年 4 月の施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、地域での自立した生活が継続できるよう支援を行うことが定められています。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築する取り組みが全国で進められています。このうち生活支援・介護予防のための地域の基盤づくり(助け合いの地域づくり)を進める生活支援体制整備事業が明和町でも始められました。この取り組みは地域福祉推進の一環ともなるものです。

社会福祉協議会の取り組みとしては、「社協・生活支援活動強化方針」(平成 24 年 10月29日、全国社会福祉協議会)において、「地域における深刻な生活課題の解決や 孤立防止に向けた行動宣言・アクションプラン」で、取り組みの方針を、あらゆる生活課題への対応、相談・支援体制の強化、アウトリーチの徹底、地域のつながりの再構築、行政とのパートナーシップとしています。

厚生労働省は、一億総活躍社会づくりが進められるなか、福祉分野においてパラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分れるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する具体策検討のため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました(平成 28 年 7 月 15 日)。

2

地域福祉推進計画とは

明和町における地域福祉を推進するため、町(行政)は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画として「明和町地域福祉計画」を策定します。また、社会福祉法第 109 条に基づいて、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が中心となって「明和町地域福祉活動計画」を策定します。地域福祉の推進にあたっては、町と社会福祉協議会が地域福祉の理念を共有し、互いに連携して各種施策を実施することがより効果的であることから、明和町においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を「明和町地域福祉推進計画」として一体的に策定することとしました。

明和町地域福祉推進計画

共通目的 : 地域福祉の推進

連携

補完

明和町地域福祉計画

社会福祉法に基づき町が策定する 行政計画

第 6 次明和町総合計画を上位計画とし、保健福祉の分野別計画や、その他の分野の計画と整合を図りながら進める計画として位置づける。

明和町地域福祉活動計画

地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会の活動計画会後の地域福祉を推進するための

今後の地域福祉を推進するための 指針となるものであり、住民や地域 の取り組みを示す計画として位置 づける。

町(行政)の役割

- ・公的サービスの基盤整備
- ・行政サービスの提供
- ・ 住民活動への支援など

社会福祉協議会の役割

- ・地域組織づくり
- ・ 地域の課題解決
- ・地域福祉活動の人材育成など

*地域福祉計画に定める内容

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条で、次の事項を定めることとされています。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

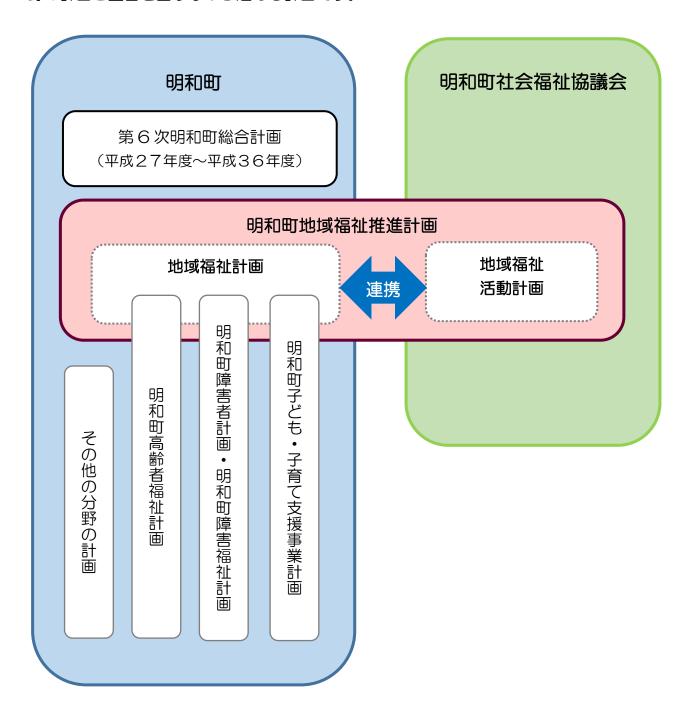
「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について (一人ひとりの地域住民への訴え)」(社会保障審議会福祉部会、平成 14 年 1 月) には、地域福祉計画に盛り込むべき具体的な事項等について提言がされています。

また、国は次の通知によって地域福祉計画の拡充を進めてきました。

- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成 14年4月1日社援発大〇4〇1〇〇4号厚生労働省社会援護局長通知)
- 「市町村地域福祉計画の策定について:要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(平成 19 年社援発第 0810001 号厚生労働省社会援護局長通知)
- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」(平成22年社援地発第0813第1号厚生労働省社会援護局地域福祉課長通知)
- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(平成 26年社援地発第 0327第13号厚生労働省社会援局長通知)別添「生活困窮 者自立支援制度と地域福祉との連携について」(平成27年社援地発第0327 第14号)

3 計画の位置付け

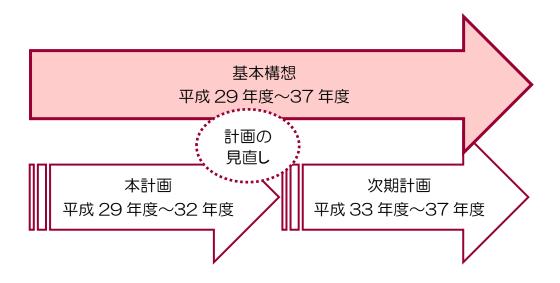
「明和町地域福祉推進計画」は、行政計画である地域福祉計画と、地域福祉を推進する団体である明和町社会福祉協議会による地域福祉活動計画を一体的に策定したものです。第6次明和町総合計画を上位計画とし、保健福祉の分野別計画(明和町高齢者福祉計画(老人福祉計画・介護保険事業計画)、明和町障害者計画・明和町障害福祉計画、明和町子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援行動計画)など)や、他の分野の計画と整合を図りながら進める計画です。



4

計画の期間

基本構想の計画期間を平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間とし、本計画の計画期間を平成 29 年度から平成 32 年度の 4 年間として、見直しを行い、次期計画(平成 33 年度~平成 37 年度)を策定することとします。



5

計画策定の進め方

(1) 計画策定体制

明和町と明和町社会福祉協議会は、共同で以下の組織を設置して計画策定を進めました。

- ① 明和町地域福祉推進計画策定懇談会 住民の意見を計画に反映させるため、関係機関、関係団体、住民の代表等 16名の委員で構成しました。第2回懇談会では計画骨子案についてグループ ワークにより意見交換を行うなど、計画策定について協議を行いました。
- ② 明和町地域福祉推進計画策定委員会

計画策定に関する協議・検討・連携を進めるため、明和町・明和町社会福祉協議会が合同で組織しました。

③ 明和町地域福祉推進計画策定作業部会 計画策定のための調査・研究、素案作成のため、明和町・明和町社会福祉協 議会の職員で組織しました。

(2) 計画策定の留意点

住民参加が地域福祉の取り組みの基本であることから、計画策定にあたっては、以下の点に留意して取り組みました。

- ① 住民のニーズを踏まえた計画づくり
- ② 行政・社会福祉協議会・住民(地域)の取り組みが見える計画づくり
- ③ 地区ごとの実情にあった取り組みのきっかけとなる計画づくり
- ④ 地域福祉・生活支援ネットワークづくりにつながる計画づくり

(3) 住民の意見の把握

- ① 地域福祉に関する町民アンケート(平成28年6月) 地域での交流、活動、ボランティアなどについての意識や明和町の福祉に関する意見等を把握するため、町民1,200人を対象にアンケート調査を行いました。
- ② ワークショップ、福祉関係団体等の意見 以下のワークショップや意見交換会で、住民や関係者から明和町の地域福祉

に関する意見が出されました。作業部会で検討を加え、明和町の地域の生活課題、地域福祉を進める上での課題を整理しました。

• 社会福祉協議会役員研修会意見交換会 (平成27年10月29日開催)

・老人クラブ懇談会 (平成 28 年 3 月 2 日開催)

・地域ケア推進会議ワークショップ (平成 28 年 3 月 25 日開催)

・ボランティアワークショップ (平成 28 年 4月 28 日開催)

・療育父母の会意見交換会 (平成28年 5月16日開催)

③ 地域福祉講演会

住民や関係者が明和町の地域福祉を考える機会として、地域福祉講演会を開催しました(平成28年8月)。また、講演会参加者に対して、「明和町で助け合い・支え合いのまちづくりを進めるために何が必要だと思いますか?」とのアンケートを行いました。

④ パブリックコメント

「明和町地域福祉推進計画(案)」に対する意見を、平成 29 年2月 10 日 ~2月28日の間募集して、明和町と明和町社会福祉協議会で受け付けました。

第2章

明和町の地域福祉

1

統計からみる明和町

1 人口・世帯の状況

・年齢3区分別人口の推移

明和町の人口は平成 28 年では 11,435 人で、平成 24 年から比較すると 82 人の減少となっています。近年5年間ではゆるやかな減少傾向となっています。

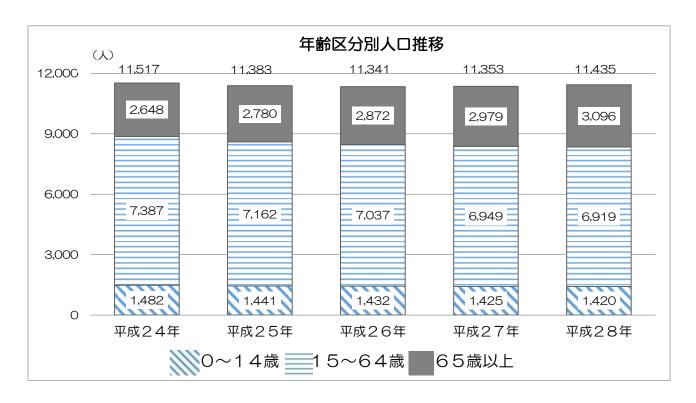
年齢3区分別人口は平成24年と平成28年を比較すると、0歳~14歳の年少人口は62人、4.2%の減、15歳~64歳の生産年齢人口は468人、6.3%の減、65歳以上の老年人口は448人、16.9%の増となっています。

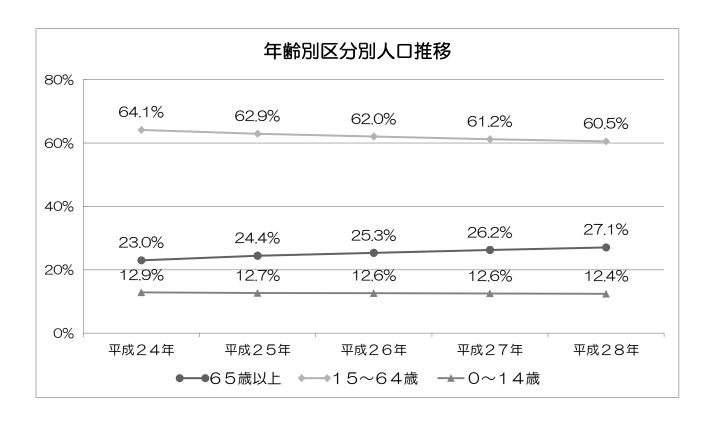
【年齢3区分別人口の推移】

(各年4月1日現在)(人)

年齡区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
65 歳以上	2,648	2,780	2,872	2,979	3,096
15~64 歳	7,387	7,162	7,037	6,949	6,919
O~14 歳	1,482	1,441	1,432	1,425	1,420
総人口	11,517	11,383	11,341	11,353	11,435

資料: 住民基本台帳





• 世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

世帯数は平成 24 年と平成 28 年を比較すると 284 世帯の増となっており、年々増加しています。それに対し 1 世帯あたりの人数は、平成 24 年が 2.99 人に対して平成 28 年には 2.76 人とわずかに減少しています。

【世帯数及び一世帯あたりの人員の推移】

(各年4月1日現在)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総世帯数(世帯)	3,852	3,858	3,910	3,989	4,136
人口数(人)	11,517	11,383	11,341	11,353	11,435
1 世帯あたり人 員 (人)	2.99	2.95	2.90	2.85	2.76

資料:住民基本台帳

・地区別人口、世帯数の推移

地区別に人口を平成 24 年と平成 28 年を比較すると、東部地区では 93 人、3.2%の減、中部地区では 107 人、1.9%の増、西部地区では人口が 96人、3.1%の減となっています。

世帯数については、東部地区では21世帯、2.4%の増、中部地区では231世帯、11.8%の増、西部地区では32世帯、3.1%の増となっています。

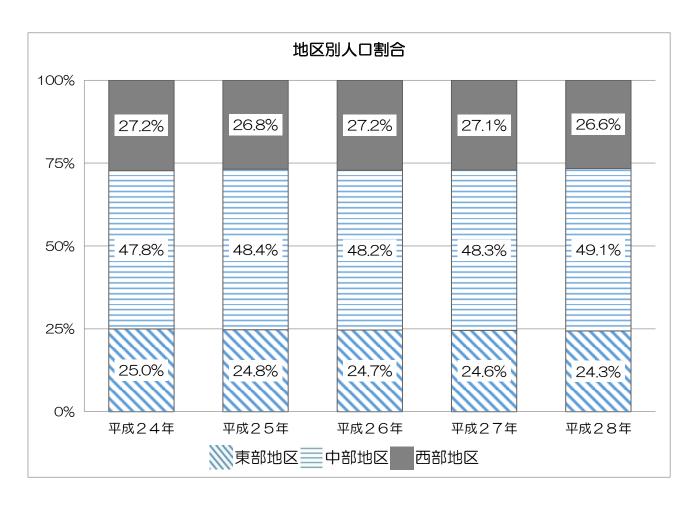
中部地区は一世帯あたりの人員数が他地区より少なく、他地区との差が年々大きくなる傾向にあります。

【地区別人口の推移】

(各年4月1日現在)(人)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東部地区	2,876	2,818	2,797	2,790	2,783
中部地区	5,502	5,511	5,462	5,484	5,609
西部地区	3,139	3,054	3,082	3,079	3,043
合 計	11,517	11,383	11,341	11,353	11,435

資料:住民基本台帳

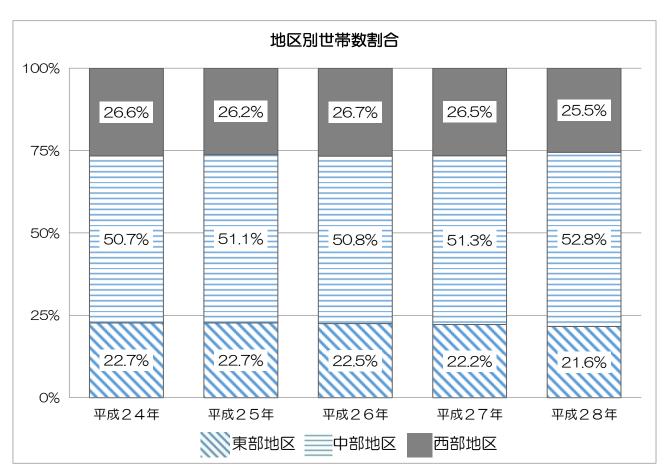


【地区別世帯数の推移】

(各年4月1日現在)(世帯)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東部地区	874	876	880	886	895
中部地区	1,954	1,970	1,987	2,045	2,185
西部地区	1,024	1,012	1,043	1,058	1,056
合計	3,852	3,858	3,910	3,989	4,136

資料:住民基本台帳



【一世帯あたり人員】

(人)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東部地区	3.29	3.22	3.18	3.14	3.11
中部地区	2.82	2.80	2.75	2.68	2.57
西部地区	3.07	3.02	2.95	2.91	2.88

資料:住民基本台帳

【地区割り】

東部地区	斗合田	下江黒	上江黒	千津井	江口	田島
中部地区	南大島	新里	中 谷	梅原		
西部地区	川俣	須賀	大 輪	入ケ谷	矢 島	大佐貫

2 高齢者の状況

・ 高齢化率の推移

高齢者数は、平成 24 年と平成 28 年を比較すると、448 人の増となっています。高齢 化率では平成 24 年 23.0%から平成 28 年 27.1%と年々上昇しています。

【高齢化率の推移】

(各年4月1日現在)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
65 歳以上(人)	2,648	2,780	2,872	2,979	3,096
総人口(人)	11,517	11,383	11,341	11,353	11,435
高齢化率(%)	23.0%	24.4%	25.3%	26.2%	27.1%

資料:住民基本台帳

• 高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯の推移

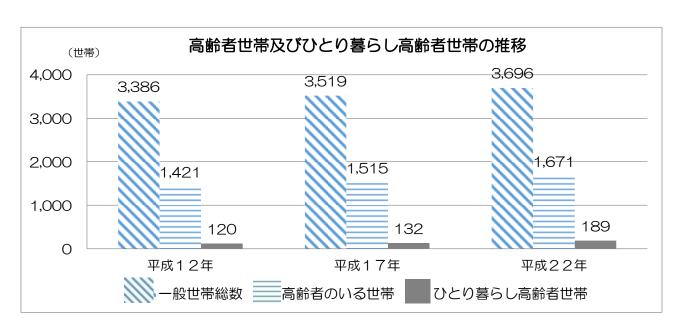
国勢調査によると高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯数も年々増加しています。高齢者のいる世帯数は、平成 12 年と平成 22 年を比較すると 250 世帯増加しており、ひとり暮らし高齢者世帯は 69 世帯増加しています。

【高齢者及びひとり暮らし高齢者の推移】

(各年10月1日現在)(世帯)

区分	平成 12 年		平成 17年		平成 22 年	
一般世帯総数	3,386	_	3,519		3,696	_
高齢者のいる世帯 (高齢者/一般世帯総数)	1,421	42.0%	1,515	43.1%	1,671	45.2%
ひとり暮らし高齢者世帯 (ひとり暮らし/一般世帯総数)	120	8.4%	132	8.7%	189	11.3%

資料:国勢調査



また、群馬県ひとり暮らし高齢者基礎調査によると、平成23年以降についてもひとり暮らし高齢者数は115世帯増加しており、平成27年には298世帯となっています。

【ひとり暮らし高齢者世帯数の推移】

(各年6月1日現在)(世帯)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
ひとり暮らし 高齢者世帯数	183	207	247	255	298

資料:群馬県ひとり暮らし高齢者基礎調査

3 子どもの状況

• 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(※)は、平成 23 年と平成 26 年を比較するとやや減少していますが、 平成 27 年にはやや上昇しています。

【合計特殊出生率の推移】

(各年12月末日現在)(人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
合計特殊出生率	1.43	1.24	1.39	1.30	1.48
(参考)全国 11	1.39	1.41	1.43	1.42	1.46
(参考)群馬県 11	1.41	1.39	1.41	1.44	1.47

※合計特殊出生率・・・ひとりの女性が一生に産む子どもの平均数

資料:群馬県健康福祉部統計

4 障がいのあるかたの状況

・ 障害者手帳等所持者数の推移

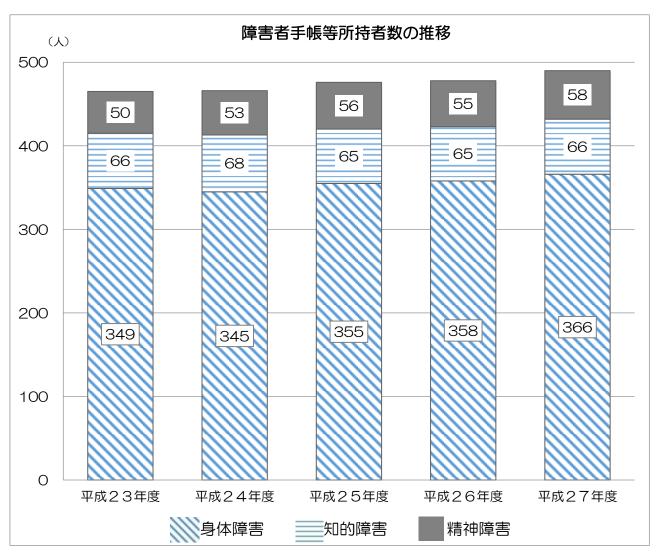
障害者手帳等所持者数は、平成 23 年度と平成 27 年度を比較すると、身体障害・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。身体障害者手帳所持者は 17 人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は 8 人増、療育手帳所持者は同数ですが、平成 24 年度には 2 件の増加がありました。

【障害者手帳等所持者数の推移】

(各年度末日現在)(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害	349	345	355	358	366
知的障害	66	68	65	65	66
精神障害	50	53	56	55	58
合計	465	466	476	478	490

資料:介護福祉課



5 介護保険要支援・要介護認定者の状況

• 要支援及び要介護認定者数の推移

要支援及び要介護認定者数は、高齢化率の上昇に伴い、年々増加傾向にあります。平成23年度と平成27年度を比較すると、要支援1・2はほぼ横ばいですが、要介護1~5は約1.2倍に増加しています。全体の合計件数では61件の増加となっています。認定率については、ほぼ横ばいですが、平成24年度が最大で16.7%となっています。

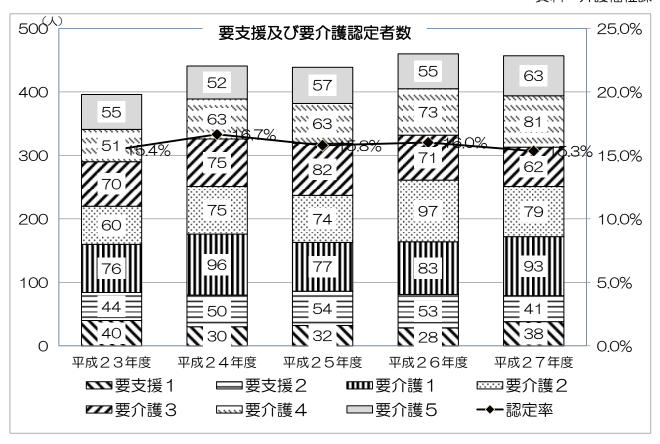
【要支援及び要介護認定者数の推移】

(各年度末日現在)(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要支援 1	40	30	32	28	38
要支援 2	44	50	54	53	41
要介護 1	76	96	77	83	93
要介護 2	60	75	74	97	79
要介護 3	70	75	82	71	62
要介護 4	51	63	63	73	81
要介護 5	55	52	57	55	63
合計	396	441	439	460	457
認定率(※)	15.4%	16.7%	15.8%	16.0%	15.3%

※認定率・・・第1号保険者数(65歳以上人口)に対する認定者数の割合

資料:介護福祉課



6 生活困窮者の状況

・生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、平成24年度と平成28年度を比較すると、8件の増加となっています。また、保護受給世帯人員は9人の増加となっています。

明和町の生活保護率は、全国、群馬県と比較すると、大変低い率となっています。

【生活保護者受給者数の推移】

(各年4月1日現在)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保護世帯数 (世帯)	15	20	22	22	23
被保護世帯人員数 (人)	18	30	24	25	27
明和町 生活保護率 (%)	0.16	0.27	0.22	0.23	0.24
全国 生活保護率 (%)	1.65	1.70	1.71	1.71	1.71
群馬県 生活保護率 (%)	0.66	0.71	0.74	0.75	0.75

資料:介護福祉課

2 町民アンケートから見る明和町の状況

1 毎日の暮らしのなかでの悩みや不安

●町民が感じている不安

町民アンケートからは、自分や家族の健康(55.6%)、生活費など経済的問題(29.1%)、介護に関すること(26.3%)に不安を感じている人が多いことが分かります。

2 地域のなかでのつながりの希薄化

●近所付き合い

ワークショップ等の意見交換でも地域のなかでつながりが希薄化しているとの意見が 多くありましたが、アンケートでも次のような結果が出ています。

近所付き合いでは、「近所付き合いがほとんどない人」は 8.8% (男性 10.0%、女性 7.9%)、「あいさつ程度がほとんど」が 40.0%となっています。18~20 歳代では 29.5%、30 歳代~40 歳代でも 10%以上が近所付き合いがほとんどないと回答しています。

「近所の仲の良い人とよく行き来している人」は 15.8%(男性 11.8%、女性 19.2%)、年齢別では、18~20歳代 3.3% 30歳代~40歳代 10%以下、50歳代 10%以下、60歳代約20%、70歳代30%以上と年齢層が上がるほど高くなっています。

●地域のなかでの孤立

「地域のなかで孤立していると感じている」と回答した人は 9.5%でした。「近所付き合いがほとんどない人」のほぼ半数(47.8%)は孤立していると感じています。孤立していると感じる理由は、70歳代以上では「あまり外出することがない」が多く(75.0%)、それ以外の年代では「ほとんど仕事場と自宅の往復のみの生活である」が多くなっています(60%以上)。

孤立状態から抜け出すためにあったらいいと思うものでは、「参加できる交流の場」 (49.5%)、「気兼ねしないで相談できるところ」(43.2%)となっています。年齢層別では、50歳代で「趣味の合いそうな友達やサークルを紹介してくれるところ」(33.7%)、70歳代で「気兼ねしないで相談できるところ」(43.2%)が、それ以外の年代では「参加できる交流の場」が最も多く(49.5%)、また、年代が低いほど「インターネットやSNSを通じての相談の場」(8.8%)との回答が多くなっています。

●地域の問題点

地域の問題点としては、多くの人が近所付き合いや交流が少ないことをあげています。「近所付き合いが減っている」(32.6%)、「地域の活動への若者の参加が少ない」

(30.1%)、「地域での交流の機会が少ない」(25.3%)、「地域に関心のない人が多い」 (25.3%)となっています。

3 地域の活動、ボランティア活動への参加

●地域の活動

半数以上が「参加していない」と回答しています。「参加していない」と回答したのは、18~20歳代では80%以上、70歳代以上では40%以下となっています。

参加している活動では、「町・区関係」が23.4%、「高齢者関係」が11.0%、女性では「子育て関係」が11.0%、年齢層別にすると、30歳代~40歳代では「子育て関係」が20%程度、70歳代以上では「高齢者関係」約40%となっています。また、近所付き合いがほとんどない人の90%以上は参加していないと回答しています。

参加してみたい地域活動としては「特技や趣味を生かした交流活動」が 26.9%、「特にない」は 24.4%となっています。

●ボランティア活動

ボランティア活動については、参加したことはない人が35.6%、特に18~40歳代では40%以上、50歳代以上では約30%が参加したことはないと回答しています。

参加したことのある活動としては「地域の行事のお手伝い」が 42.1%、「環境美化に 関する活動」が 29.7%となっています。

どのような条件が整えばボランティア活動に参加したいかについては、「自分にあった時間や活動内容」との回答が 65.9%と多くなっています。

●地域の助け合い

隣近所の困っている家庭にどんな手助けができるかについては、「安否確認の声かけ」が57.3%、「緊急時の手助け」が44.8%と多くなっています。そのほか「子どもの通学路の見守り」18.3%、「ごみ出し」17.7%、「趣味などの話相手」17.5%、「特にない」13.9%との回答となっています。

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なこととして、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が 47.0%、「地域でボランティア活動などの活動の拠点となる場を整備する」が 31.0%、「地域における福祉活動の意義と重要性を周知する」28.8%などの回答が多くなっています。

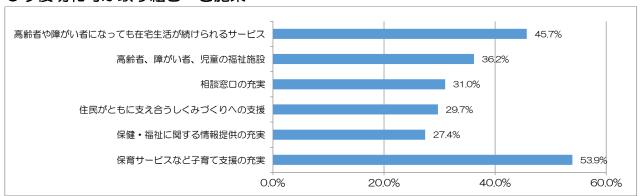
4 福祉情報の入手について

●情報の入手先について

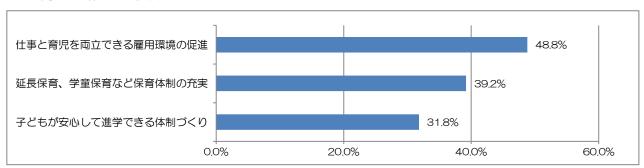
町の福祉情報を必要としたときがあったと回答した人は31.4%、そのうち情報をすぐに手に入れることができた人は57.6%でした。「情報をどこで入手したか」については「町の窓口」が23.0%、「ケアマネージャー」17.0%、60歳代以上では「ケアマネージャー」約30%、70歳代以上では「民生委員」約20%、ひとり暮らし高齢者世帯では「民生委員」が約40%となっています。

5 明和町の福祉に関する要望

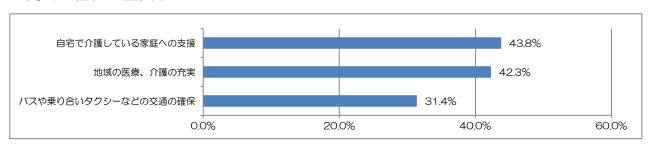
●今後明和町が取り組むべき施策



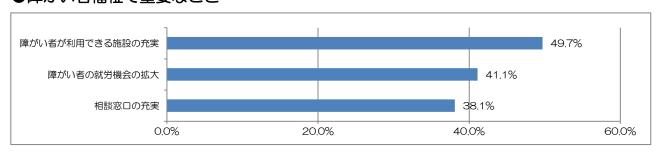
●子育て支援で重要なこと



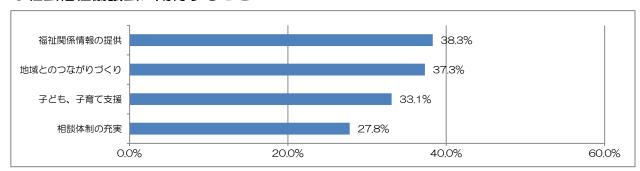
●高齢者福祉で重要なこと



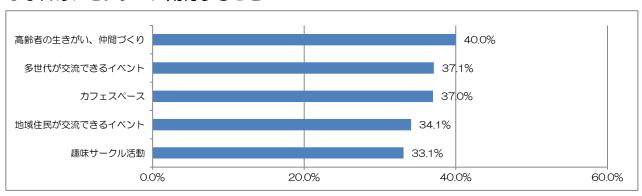
●障がい者福祉で重要なこと



●社会福祉協議会に期待すること

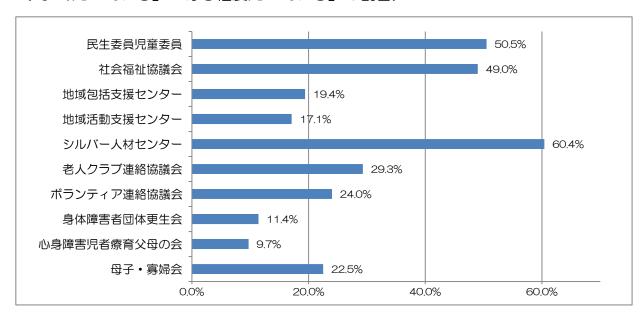


●ふれあいセンターに期待すること



6 関係機関の認知度

(「よく知っている」・「ある程度知っている」の割合)



7 まちづくりのため必要なもの

- - (複数の回答があった意見)
 - 子どもを安心して遊ばせることができる、預けることができる施設の充実
 - 地域の人々の交流、又は意見交換ができる場
 - ・ 夜に真っ暗な場所への街灯の整備
 - 必要と思ったときに情報が気軽に得られること
 - 困ったときや思い立ったときに、気軽に相談に乗ってもらえるところ
 - みんなであいさつや声をかけ合う活動
 - 商業施設、買い物環境の改善
 - お茶やコーヒーなどが飲めて、人が集まるカフェのような寄り合い場
 - ・身近で、いつでも行ける場所(集会所)等
 - 多世代が交流できるイベントの実施
 - 若者が参加したい、参加できる集まりの集い
 - 深入りしすぎない、ちょうど良い人間関係づくり
 - 元気な高齢者の働ける場を多く提供
 - 病院や福祉施設の充実
 - 町の組織を分かりやすく相談しやすい体制づくり
 - みんなが無理なく支え合えるしくみや組織
 - ・安心や活動につなげるために、すべての人への情報提供
 - 地域の人をよく知ることで自然に会話やコミュニケーションがとれる機会
 - どのような人が生活しているのか紹介してほしい
 - ・駅周辺の更なる発展
 - 住民の地域活動への参加意識、意欲の向上、そのための啓発活動
 - 交通の整備、障がい者、高齢者などの送迎体制
 - 趣味や特技を生かしたボランティア活動
 - 高齢者世帯などで声かけを希望する家を把握
 - ・ボランティア活動をポイント制度にすることで、自分が動けなくなったら優先的に世話してもらえるしくみづくり
 - 地域で高齢者のひとり暮らしなど、災害弱者の存在場所、緊急時の対応
 - 買い物難民への対策
 - 一人ひとりが住みやすいまちづくり
 - 支え合う地域づくりの参加者である町民の意識改革
 - 自分のことは自分でということを一人ひとりが理解し、意識醸成することが必要
 - 介護や子育でを支える経済的支援の充実
 - ・資源物(空き缶、ビン類)等の回収の時間や回数を増やしてほしい

3

意見交換会等で出された 地域福祉に関する課題

1 意見交換会等から出された地域の課題、目指す地域像

以下のワークショップや意見交換会で、住民や関係者から明和町の地域福祉に関する 意見が出されました。作業部会で検討を加え、明和町の地域の生活課題、地域福祉を進 める上での課題を整理しました。

• 社会福祉協議会役員研修会意見交換会 (平成27年10月29日開催)

・老人クラブ懇談会 (平成28年3月2日開催)

地域ケア推進会議ワークショップ (平成28年3月25日開催)

ボランティアワークショップ (平成 28 年 4 月 28 日開催)

療育父母の会意見交換会 (平成28年5月16日開催)

【目指す地域像】

(キーワード) つながり、交流、思いやり、支え合い、安全安心

【地域の生活課題】

●子ども・子育て関係

- ・子どもの安全な登下校
- ・孤立している若い母親
- 子育て支援に関するサービスが少ない
- ・保育体制の充実

●高齢者関係

- ・生活の困りごと:家の除草・大木処理・家の片付け・ごみ出し・通院・外出 移動・食事・買い物・介護
- 徘徊(認知症)
- 病気
- ・困りごとの相談
- 配慮者の災害緊急時の対応

●障がい者関係

- 障がい者グループホーム設置
- 相談の場
- 障がい者に対する地域の理解
- 福祉避難所

●地域住民同士のつながり

交流の場が少ない

- 近所付き合いが少ない
- 閉じこもり、引きこもりの人
- 手助けを受け入れない人
- 地域活動への参加が少ない
- 地域活動への若い人の参加が少ない
- ・老人クラブ会員の減少

●地域の生活環境

- 空き家の増加
- 夜道が暗い
- ・ 耕作放棄地の増加
- ごみ出しのマナー
- ・野良猫の増加
- 交诵マナーが悪い
- ひとり暮らし高齢者ばかりの地域がある

2 地域福祉に関する住民の理解

平成28年8月、地域福祉講演会を開催し、計画策定懇談会アドバイザー中越信一氏 (群馬県社会福祉協議会参事)に「支え合い・助け合いのまちづくり~ふだんのくらしを しあわせに~」と題して講演をしていただきました。65名の住民が、地域の福祉力を高めることが大切とのお話しに熱心に耳を傾け、アンケートにも協力していただきました。

- ●アンケートでは、「明和町で支え合い・助け合いのまちづくりを進めるために何が 必要だと思いますか」との問いに、次のような意見が出されました。
 - ・話し合える場・出会う場(近所同士、住民同士)
 - ・住民の意識(協力する心、学ぶ心、協働、相手の身になる、お互いさま)
 - 人材育成(人材の継続的な発掘、リーダーの育成)
 - ・組織づくり(互助・共助の組織(地縁型活動)
 - 支え合うグループ(隣組)
 - まちづくり組織(行政区役員、民生委員など)
 - ネットワークづくり(専門職がアクションを起こすことが必要)
 - 参加促進(協働活動への参加、若者の参加、サロン等へ一声かけて誘い出す、少しの空いた時間でボランティアへ参加できる工夫、地域のボランティア活動、老人クラブへの勧誘、支援を受ける人の助け合いへの参加)
 - ・支援を必要とする人との意思疎通

講演会は、明和町の地域福祉を考える大変良い機会となりました。また、出された意見は、どれも地域福祉を進めるのに重要な点です。

4 明和町における地域福祉の課題

明和町における地域の生活課題や住民の意識から、地域福祉を進めるための課題を整理します。

1 地域福祉について

地域の生活課題を横断的視点でとらえ、地域福祉の課題として整理するため、改めて地域福祉とは何かを考えます。

地域福祉の目的は、地域自立生活支援と社会的孤立を無くすことです。

生活課題を抱えている人(子ども、子育て中の親、高齢者、介護中の家族、障がい者、生活困窮者など)が地域で自立した生活を維持できるように総合的に支援する必要があります。その際、何ができないかよりも何ができるかに着目して、本人の想いや希望を尊重し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを組み合わせた支援を考える必要があります。また、社会参加を進め、社会的孤立を防ぐことも大切です。

住民主体が地域福祉への取り組みの基本です。地域福祉の推進は、住民の努力義務となっています(社会福祉法第4条)。住民が支え合いのまちづくりを進めていこうという意識を高め、隣近所の助け合い、地域活動に参加していくことが最も大切です。

厚生労働省は、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、地域で困っている課題を我が事として捉え、課題を抱えている人を丸ごと支える取組の方向性を出しています。このため、①多機関の協働による包括的支援体制を構築すること、②住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することを地域福祉施策の方針としています。

以下にまとめた明和町における地域福祉の課題、地域福祉を進めるしくみづくりの基本は、この方向性に合致したものとなっています。

2 明和町における地域福祉の課題

(1) 誰もが参加できる居場所づくり

身近なところでの居場所づくり、同じ悩みを抱える人が集まれるところ、世代を 超えた交流の場など誰もが参加できる居場所づくりが求められています。人が集ま り、交流することが地域の人のつながり、見守りなどの地域の活動の基盤となりま す。

(2) みんなで支え合うまちづくり

支え合うまちづくりは地域福祉の目指すところです。そのため、活躍の場づくり、 きっかけづくり、ちょっとした助け合い、小地域福祉活動の推進、住民意識の向上 (福祉について学ぶ)などが必要です。

(3) 安全安心なまちづくり

見守りネットワークの体制づくり、避難行動要支援者へのサポート体制づくりが、 安全安心なまちづくりのための地域福祉の課題となっています。

(4) 自立した生活を支援するしくみづくり

生活課題を抱えている人が地域で自立した生活ができるように支援することが 地域福祉の目的のひとつです。そのためのしくみづくりが重要となっています。総 合相談窓口の充実、相談から支援につなぐネットワーク、分かりやすい情報提供、 地域福祉コーディネーターの配置、アウトリーチの充実などが課題となっています。

3 地域福祉を進めるしくみづくりの基本

(1) 地域福祉を進める基盤としてコミュニティソーシャルワーク機能の充実が必要です。

*コミュニティソーシャルワーク

地域において様々な生活課題を抱え支援を必要とする人に対して、地域とのつながり や人間関係など本人を取り巻く生活環境を重視した支援を行うとともに、地域支援、福 祉の地域づくりに取り組むものです。そのため、生活課題の早期発見、早期解決に取り 組むとともに、福祉のネットワークづくりを進めます。

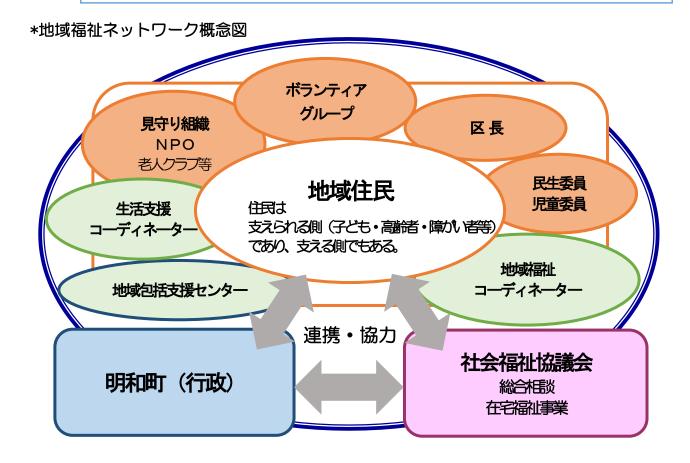
- (2) 地域福祉を進めるためには、地域福祉を進める主体の組織化とネットワークづくりが重要です。見守り活動などを進める隣組単位、サロン活動などを進める行政区単位、地域福祉活動に関する情報交換、連携の場などの組織化、ネットワーク化を進める必要があります。行政区によっては見守り組織の立ち上げなどが進んでいるところもありますが、今後各行政区を基本に地域福祉活動を進めるため、区長、民生委員・児童委員などが中心となって組織化を進める必要があります。明和町や社会福祉協議会は、地域福祉ネットワークづくりを進めながら地区の組織化を支援していきます。
- (3) 地域福祉を進める調整役として地域福祉コーディネーターが必要です。

- * 地域福祉コーディネーター
 - 地域福祉コーディネーターは、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源(サービス等の情報、人、場所等)をつなぎ支援に結び付けるとともに、地域福祉活動を進めるための組織づくりやネットワークづくりを支援する調整役です。
- (4) 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的機関としてアウトリーチ型のコミュニティソーシャルワークを充実することが求められています。このため、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター(=コミュニティソーシャルワーカー(CSW))を配置することが考えられます。
 - * アウトリーチ

地域において社会的なつながりから孤立し支援に結びついていない人々を発見し、 支援や情報提供を行うこと。

- (5) 明和町においても、地域包括ケアシステム構築の一環として生活支援体制整備が始まりました。このための協議体が設置され、今後生活支援コーディネーターが設置される予定です。この取り組みは地域福祉の取り組み(コミュニティソーシャルワーク)と重なるもので、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの連携が欠かせません。
 - * 生活支援コーディネーター

協議体は生活支援コーディネーターとともに、支え合いのまちづくりを目的に、地域のニーズ・社会資源の把握、ネットワークの構築、生活支援の担い手の養成などに取り組みます。



第3章

計画の体系と取り組み方針

基本理念

明和町では、「だれもが安全安心に暮らせるまちづくり」「みんなで進める協働のまちづくり」「夢と発信力のあるまちづくり」を基本理念に、「キラリとひかる だれもが安全安心に暮らせるまち 明和町」を将来像と定め、子どもから高齢者、障がい者等まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進し、豊かさと文化を創造・発信できる明和町らしいまちづくりを目指しています。

明和町社会福祉協議会では、地域福祉推進の指針として「誰もが安心して暮らすことができる、人が輝く福祉のまちづくり」を理念に地域福祉の活動を実施してきました。

明和町の地域福祉をさらに推進するため、明和町と明和町社会福祉協議会で相互に連携する協力体制のもと「明和町地域福祉推進計画」を策定する意義を踏まえ、地域福祉の担い手である住民・行政・社会福祉協議会など地域を支える人々が共有するべきこの計画の基本的な考え方として、以下の基本理念を掲げることとします。

みんなが つながり ささえあう まち

基本理念とは、明和町が目指す「地域福祉のあるべき姿」を表したものです。誰もが 地域福祉を支える立場にあり、また地域福祉によって支えられる立場でもあります。支 え合える関係は自然と成立するものではなく、一人ひとりが主体的に、自らその関係づ くりに取り組まなければなりません。その結果、住み慣れた地域で、安心していきいき と暮らすことのできる社会が生まれます。

明和町では、この計画に基づき、障がいのある人もそうでない人も、課題を抱える人もそうでない人も、支援を必要としている人もそうでない人も、みんなで自分の住み慣れた地域で、お互いを尊重しながら、安心していきいきと暮らすことができる社会をつくることを目指し、地域を支える人々が互いに手を取りあい、地域福祉をさらに推進していきます。

2 計画の体系

基本目標 施策 基本理念 身近なところでの居場所づくりを進めよ 同じ悩みを抱える人が集まれるところを 1 誰もが参加でき つくろう る居場所づくり 3 1-3 世代を超えた交流の場をつくろう ん な 1-4 インターネット上で参加できる交流の場 をつくろう が 2-1 活躍の場づくり、きっかけづくりを進め 2 みんなで支え合 つなが うまちづくり 2-2 誰にでもできるちょっとした助け合いを 進めよう 2-3 小地域福祉活動を進めよう IJ 2-4 福祉について学ぼう ささえあう 3-1 見守りネットワークの体制づくりを進め 3 安全安心なまち づくり 災害時支援を必要とする人をサポートす 3-2 る体制をつくろう 4-1 総合相談窓口を充実します まち 相談から支援への連携(ネットワーク) づくりを進めます 4 自立した生活を 支援するしくみ 4-3 分かりやすい情報提供を進めます づくり アウトリーチ型のコミュニティソーシ ャルワークを充実します

3

取り組み方針(基本目標)

1 誰もが参加できる居場所づくり

身近なところで地域住民がふれあい、コミュニケーションを図る場所として「居場所」づくりが求められています。同じ悩みを抱える人や世代を超えた交流の場など、身近な地域での人とのつながりや支え合いが、私たちの暮らしを守り、豊かにしてくれるとともに、地域活動の基盤となります。誰もが顔見知りの人がいて、気軽に話ができる「居場所」のあるまちを目指します。

2 みんなで支え合うまちづくり

少子高齢化や世帯の単身化が進み社会的孤立が問題となるなか、「暮らしのセーフティネット」として「地域のつながりづくり」が大切なテーマになっています。特に身近な地域で住民が支え合う「小地域福祉活動」は、地域のなかでの人と人のつながりを強めていく上で、とても有効な取り組みです。地域のみんなでできる「ちょっとした助け合い」や「一人ひとりの活躍できる場づくり、意識づくり」を通じて、地域ぐるみでお互いを理解し思いやる心を育み、みんなで「支え合う」まちを目指します。

3 安全安心なまちづくり

誰もが住み慣れた地域のなかで安心して生活できるようにするためには、地域での見守り、声かけ、災害時等の安否確認、支援が必要な人をサポートをする体制づくりを進める必要があります。そのため地域の組織づくりやネットワークづくりをすすめ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「安全安心」なまちを目指します。

4 自立した生活を支援するしくみづくり

高齢になっても、障がいがあっても、誰もがその人らしい自立した生活を送るためには、地域の様々な課題に総合的に対応していくことが必要です。そのためには相談窓口の充実、相談から支援につなぐネットワーク、分かりやすい情報提供、コーディネーターの配置、アウトリーチの充実などが必要です。地域福祉に関わる様々な立場の人や組織が連携・協力し、「自立した生活を支援するしくみ」のあるまちを目指します。

基本目標1 誰もが参加できる居場所づくり

施策1-1:身近なところでの居場所づくりを進めよう

現状・課題

- 近年の核家族化の進行と地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、いわゆる「近所付き合い」が減少するなど、隣近所同士の助け合いや地域でのコミュニケーションが希薄になりつつあります。
- 住民一人ひとりが、地域のつながりについて意識し、日頃から近所付き合いを大切 にしていくことが必要です。
- 地域に暮らす誰もが、気兼ねしないで行ける居場所や気軽に住民同士で交流できる 場の充実が求められています。
- 年々増えつつある空き家の有効活用が求められています。
- ・公共施設の有効活用が求められています。

施策の方向性

• 隣近所とのつながりを大切にし、地域における居場所づくりを進めます。また、既存施設等の有効活用を検討をします。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 地域づくりについて様々な啓発を行います。
- イベントや交流事業への積極的な参加を促進するための情報提供を行います。
- 空き家の状況の把握に努め、有効活用できるよう検討します。
- ふれあいセンター等の公共施設を有効に活用します。

- ・住民誰もが気兼ねしないで集まり交流できる「居場所」の中心として「ボランティアカフェ」づくりに取り組みます。
- ・住民同士の交流を通して世代間の相互理解を深めるため、様々なイベントを開催します。(三世代交流事業、地域交流事業)
- ふれあいいきいきサロンの開設や運営に関する相談、サロン活動のための情報交換 会の開催などを行うコーディネーターを配置し、サロン活動を推進します。
- 子どもから高齢者、障がい者等まで幅広い層が参加できるサロンづくりに取り組みます。
- ふれあいいきいきサロンに協力するボランティアの育成に取り組みます。

子どもたちの成長を身近な地域で支援することを目的として、ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなどといった課題を抱える子どもたちが、放課後等に学習、団らんなどを通して安心して過ごすことができる「居場所」を検討します。

■町民一人ひとりができること■

- ・顔を合わせたらあいさつするよう心がけ、ご近所のコミュニケーションを図りましょう。
- 近所付き合いを大切にして、困ったときに助け合える関係をつくりましょう。
- 地域でのイベントやふれあいいきいきサロン、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

施策1-2:同じ悩みを抱える人が集まれるところをつく ろう

現状・課題

- 自宅で介護する家族、ひとり親家庭、障がい者、失業等による生活困窮者など、人は悩みを抱えると、閉じこもりがちになり、孤独感や疎外感を感じやすくなります。
- 住民同士のふれあい、交流の機会が少なく孤立感を持つ人が増えています。
- ・住民同士が互いに尊重し合い支え合っていくためには、互いの悩みを相談し合えるような関係づくりが必要ですが、現状では、当事者や家族など同じ悩みを抱える仲間との出会いの機会がまだまだ不足しています。
- ・地域での人と人のつながり強める取り組みとして、地域での居場所をつくり、お互いの悩みを相談し合えるような関係づくりが求められています。

施策の方向性

• 同じ悩みを抱える仲間との出会いの機会を設け、支え合う意識づくりを育みます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 子育てサロン開設を働きかけていきます。
- プラチナサポート体制を構築し、子育て世代をサポートします。
- ふれあいセンターを活用し、オレンジカフェを開設します。
- ハンディがある人も活用しやすい場としてふれあいセンターを活用します。

- ・ボランティアカフェ運営にあたり、子育てに悩む人や障がいをもつ人、認知症の人、 閉じこもり気味の人が参加できる日を設け、相談を受けたり、情報交換できる機会 をつくります。
- 自助グループの育成及び活動支援に取り組みます。
- 障がいを持つ人の方やその家族が気軽に相談をしたり、情報交換ができる場をつくります(地域活動支援センター等)。

■町民一人ひとりができること■

- 悩みのある人とない人との間の「心の壁」を取り除くことが大切です。悩みを抱える人への理解と関心を深めましょう。
- 様々な人とふれ合えるイベントに積極的に参加しましょう。

施策1-3:世代を超えた交流の場をつくろう

現状・課題

- ・地域のなかには、子どもから高齢者、障がい者等まで様々な人が暮らしていますが、 生活習慣や価値観の多様化、また核家族化や都市化により、かつてのような住民相 互の社会的なつながりは希薄になっています。
- 高齢社会が進む一方で、漫画「サザエさん」にあるようなおじいちゃん おばあちゃんと一緒に暮らしている子どもは少なくなっています。
- 若い世代が興味を持つような場やイベントが少ないのが現状です。
- 様々な世代が共に活動し、お互いを理解していく「世代間交流」の活動の場づくりが求められています。
- 「世代間交流」によって子どもは多くの人間関係のなかから様々なことを学び、高齢者はその能力、経験を社会的に活用することで社会的孤立を防ぐことが可能になります。

施策の方向性

・自分たちが住む地域社会への関心が高まるよう、行政区や各種団体の地域での活動 や交流事業をすすめます。また、子どもから高齢者までの交流を図り、高齢者の生 きがいづくりや仲間づくり、世代間交流を促進します。

今後の取り組み

■町の取り組み■

東西ふれあいセンターを活用し世代間交流の取組を進めます。

- ・社会福祉会館及び老人福祉センターを総合福祉センターとし、高齢者のみではなく、 子どもや若い人も気軽に立ち寄れるような、全世代が利用できる空間づくりに取り 組みます。
- 若い世代のボランティア育成に取り組みます。
- 世代を超えてつながりをつくるために、老人クラブ会員やシルバー人材センター 会員のスキルをいかした「昔遊び体験教室」など多世代交流の機会をつくります。

■町民一人ひとりができること■

• 「あいさつ運動」を実践することで、世代間交流のきっかけをつくるとともに、地域社会とのつながりを作りましょう。

施策1-4:インターネット上で参加できる交流の場を つくろう

現状・課題

- ・インターネットはパソコンに加え、手軽にどこでも持ち運びができるスマートフォンやタブレット端末などの普及により、場所や時間に関係なく様々な情報を得ることができ、電話・テレビ等と並ぶ重要な情報伝達手段として社会に浸透しています。
- インターネットを介した情報交換により、世代に関係なく新しいコミュニティづく りが行われています。
- 相談をメール等を通して受け付けることにより、家庭内での悩みや問題を抱えている人や閉じこもりの人などが相談するきっかけとなります。
- ・インターネットを利用している世代は10歳代~60歳代が多く、70歳以上の利用率は低く、各種情報が届かない場合があります。

施策の方向性

インターネットを活用し、新しいコミュニティの立ち上げや迅速な情報提供を行います。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 広報紙やホームページにより地域活動の周知に努めます。
- 様々な媒体を活用して情報収集と情報提供に努めます。

- インターネットトでの情報拠点づくりを行います
- 見やすく、分りやすいホームページを作成します。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を利用した情報伝達、コミュニティづくりを推進します。
- ・メールを利用した相談対応について検討します。

■町民一人ひとりができること■

- SNS や各コミュニティに登録し、活発な意見交換を行いましょう。
- インターネットを利用できない人に対して、情報を伝えましょう。

基本目標2 みんなで支え合うまちづくり

施策2-1:活躍の場づくり、きっかけづくりを進めよう

現状•課題

- •「福祉に関する活動をしたいけど、どのように取り組んでよいのか分からない」「誰か活動の相談にのってもらえないかな…」「一緒に活動してくれるところがあったら…」地域でのこういった悩みを抱えた方が、福祉活動を行っているボランティア団体、NPO、企業等と出会うきっかけをつくる機会の創出が求められています。
- 特に高齢者を地域活性化の担い手として積極的に位置づけ、豊富な人生経験等をいかして高齢者が一層活躍できるような雇用環境づくりや、地域社会に貢献できる様々な活躍の場づくりが求められています。
- ・役割や責任を持って生きがいを感じられるような住民の活躍の場をつくることが必要です。

施策の方向性

生きがいと活動の促進が図られるよう高齢者等の活躍の場づくりを進めます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 住民の地域活動への参加を促していきます。
- 高齢者の活躍の場の確保に、関係機関と協働しながら努めていきます。

- 様々なボランティアの取り組みに対する相談や支援を迅速に行えるよう、ボランティアコーディネーターを配置することにより、ボランティアセンターの充実に努めます。
- ・ボランティア活動への参加を推進するために「ボランティアだより」や SNS 等による PR を進めます。
- ・ボランティアの活動に役立つ研修や勉強会を開催します。
- いろいろなスキルや経験をもった高齢者を地域からスカウトし、「シルバー人材センター」の拡充につなげます。

■町民一人ひとりができること■

・地域の活動、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

施策2-2:誰にでもできるちょっとした助け合いを 進めよう

現状•課題

- ・私たちが住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らしていくためには、地域に住む 者同士が互いに支え合い、助け合っていくことが必要です。
- 特に今後、日常生活を送るなかで、介護保険などの公的サービスだけでは対応できない、身近な地域における住民主体の取り組みを実践、充実していくことが必要とされています。
- 何か人の役に立てることをやりたいと考える人は多いですが、「やる気があっても活動の場やきっかけがない」「活動しているが他との連携が十分でない」などの理由から、十分な活動につながっていない状況が見受けられます。
- 地域における支え合いのしくみを浸透、発展させるための取り組みが求められています。

施策の方向性

地域における支え合いのしくみづくりを進めます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

住民の地域活動を推奨し助け合いの機運を高めることに努めます。

- ボランティア活動を相互につなげるしくみづくりをします。
- ボランティア活動を推進します。
- ボランティアに関する勉強会や講演会を開催します。
- ボランティアのモチベーションを高める工夫を検討します。

■町民一人ひとりができること■

ボランティアに関心を持ちましょう。

施策2-3:小地域福祉活動を進めよう

現状・課題

- ・地域のなかには、子どもから高齢者、障がい者をはじめとして、何らかの手助けを 必要としている人が暮らしています。こうした方が地域で生活するうえで、頼りに なるのは、家族であり、友人であり、そして近隣の人たちです。身近な地域で住民 が支え合う「小地域福祉活動」は、地域のつながりを強めていくうえで、とても有 効な取り組みです。しかし、核家族化や人間関係の希薄化によって、地域の福祉活 動やボランティア活動を支える担い手の確保が難しくなってきています。
- 担い手として、地域住民の中心となり福祉活動を実践するリーダーや地域での相談 役が必要とされています。
- 担い手が活動しやすい環境を整えるために「地域で話し合う場」を設け、地域の困りごとに対して、何ができるかを話し合える場が必要です。

※「小地域」とは・・・

住民が日常的に、見守り・支え合いができるエリア(圏域)で、なおかつ課題が見え、 共有できるエリアが基本です。

各行政区や小学校区、民生委員児童委員担当エリアで進められることが多い。各行政区や小学校区エリアでは広すぎるという意見から、50~100世帯くらいの集落単位で取り組まれることもみられます。

施策の方向性

地域で支え合う体制づくりを進めます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 公共施設の活用など活動、交流の拠点の確保に努めます。
- 庁内連携のもと小地域福祉活動の組織づくり、活動を支援します。

• 組織、団体の連携や取り組みに対して、情報提供や助言などの支援をします。

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・地域や住民に求められている活動のきっかけづくりとして、サロン等を利用した互いの活動紹介や情報交換ができる「地域で話し合う場」を設けます。
- ・担い手となるボランティアや活動実践者を養成する研修の機会をつくります。そこで、社会福祉協議会の役割や地域の課題を共有します。
- ・行事やイベントなどを通じて、地域活動やボランティア活動について周知する機会を増やすなど、担い手や参加者の生きがいや仲間づくりにつながるような機会をつくります。
- 小地域福祉活動の組織づくりを推進します。
- ・共同募金の配分金の一部を住民主体の地域福祉活動の助成に使うしくみをつくります。

■町民一人ひとりができること■

- 地域の困りごとに対するちょっとした助け合いをしましょう。
- 日常的な見守り活動など地域の福祉活動に関心を持ちましょう。

施策2-4:福祉について学ぼう

現状•課題

- ・人は、互いに関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。子ども、高齢者、障がい者等も、その人らしく暮らすための環境が必要です。子ども、高齢者、障がい者等がその人らしく暮らしていくためには、本人や家族だけではなく、近隣や地域をはじめ、ボランティアや障がい者関係団体、行政機関、教育機関など多くの人たちの理解とつながりが重要です。
- 子どもの頃から福祉への関心が持てるよう、学校教育において高齢者や障がい者等への理解を深めることが大切です。
- 多くの人が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう、講座や勉強会などの開催により、福祉への理解を広める必要があります。

施策の方向性

誰もが暮らしやすい地域を築いていくことを目指し、地域福祉や子ども、高齢者、 障がい者等への理解を深める各種講座の開催などにより福祉についての啓発を図 ります。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・福祉に関する講演会や講座などの開催に努めます。
- 住民が講演会や講座などで習得した知識や技能をいかせる機会の提供に努めます。
- 交流を含めた福祉教育を推進します。
- ・障がいに関する正しい理解の周知に努めます。

- 地域福祉についての講演会や勉強会等の実施により、地域福祉への理解促進を図ります。
- ・ 小学校や中学校での授業の一環として行っている福祉協力校事業の見直しを行い、 高齢者・障がい害者等について学ぶ機会を増やし、福祉意識の高揚を図ります。
- 体験ボランティア講座を開催します。

■町民一人ひとりができること■

- 福祉に関する講演会や講座などに積極的に参加しましょう。
- 様々な交流の場に参加しましょう。
- 講演会や懇談会に参加し、地域の生活課題を話し合いながら地域でできることに取り組みましょう。

基本目標3 安全安心なまちづくり

施策3-1:見守りネットワークの体制づくりを進めよう

現状・課題

- ・地域の福祉課題に対して、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本として、 地域の力で問題を解決していくことが求められています。
- 地域には様々な福祉活動を行う団体、組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動していますが、ネットワーク化はされていないため、きめ細かな地域福祉活動にはつながりにくい現状があります。
- 地域に住む子どもから高齢者、障がい者等に対する理解を深め、地域住民自らが、 地域の問題を自分の問題として受けとめ、互いに連携し合い一体となって解決して いくためのネットワークを地域でつくり上げていくことが必要です。
- 明和町における福祉団体には、多様な活動団体があり、年々活動が活発になってきています。より多くの住民が見守りネットワークに参加できるよう、情報の発信、

また、困ったときに気軽に話せる人や場所、ボランティアへの橋渡しをするようなシステムが望まれており、ボランティアの担い手育成の支援など、見守り活動をするための環境づくりを進めることが必要です。

施策の方向性

・日頃の見守り、声かけ、地域のなかでの助け合い、支え合いのある環境づくりに努めます。また、地域や関係機関・団体のネットワーク化により、ひとり暮らし高齢者等の孤立・孤独死防止、虐待防止のための、見守りネットワークづくりを推進します。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 子ども、高齢者、障がい者等への生活支援、孤立・孤独死及び虐待の防止のための 地域見守り活動組織を各行政区に設置することを検討します。
- 各行政区ごとに民生委員 児童委員や地域住民等による地域の資源を生かした見守 りネットワークを検討します。
- 民間企業等との連携を進めます。
- 子どもの登下校時の安全見守り体制づくりを進めます。

■社会福祉協議会の取り組み■

- ・ボランティア、老人クラブ、シルバー人材センター等による見守り活動を推進します。
- ・見守り組織が地域の実情にあった活動ができるようコーディネーターや担い手の育成を進めます。
- 情報を共有するしくみとして、関係者による情報交換の場を設けます。
- 見守りを目的とした訪問サービス事業(給食サービス・買い物支援サービス)の見 直しを行います。

■町民一人ひとりができること■

- あいさつ運動を行いましょう。
- 地域で気になったときのちょっとした声かけを心がけましょう。

施策3-2:災害時支援を必要とする人をサポートする 体制をつくろう

現状・課題

近年台風や地震などによる大規模災害が各地で発生しています。いざというときに 身の安全を確保するためには、日頃から防災意識を持って生活することが大切です。

- 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者は自力での避難が困難であるため、 地域内で要配慮者の避難体制の確立するしくみと避難場所の確保が必要です。
- 要配慮者及び避難行動要支援者への的確な支援と安全な避難が行えるように、災害情報や支援の方法、避難経路などの情報提供を地域住民に向け的確に行うことが求められています。
- ・ボランティア、NPO等の活動受け入れなど実際を想定した訓練を行い、地域住民 の防災意識を高めることが大切です。

施策の方向性

• 地域の自主防災組織を支援するとともに、要配慮者及び避難行動要支援者支援体制 の充実を図ります。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 要配慮者及び避難行動要支援者に対する個別計画を関係機関と協働し作成します。
- 要配慮者及び避難行動要支援者との情報をやりとりできるしくみづくりを検討します。
- 要配慮者及び避難行動要支援者への支援を行うネットワークづくりを検討します。
- ・福祉避難所の設置を検討します。

■社会福祉協議会の取り組み■

- 社会福祉協議会事業継続計画(BCP)、災害ボランティアセンター設置マニュアル の作成を進めます。
- 町の防災訓練や学校の避難訓練と連携をした訓練を、ボランティアほか各福祉団体とともに行うことを検討します。
- ・要配慮者及び避難行動要支援者、災害ボランティア・NPO等の活動(受け入れ体制の整備)を想定した避難訓練の実施を検討します。

■町民一人ひとりができること■

災害時の対応準備に関心を持ちましょう。

基本目標4 自立した生活を支援するしくみづくり

施策4-1:総合相談窓口を充実します

現状・課題

- ・地域には、子どもや高齢者等の虐待問題、障がい者の自立支援、生活するうえでの困りごとなど様々な課題が存在します。何か困ったことが起きたときに、身近な場所で何でも気軽に相談できる窓口があることは、安心して暮らすためには大変重要です。住民にとっては、どこに相談したらよいかわからないという状況も多く見受けられ、また、1つの部門だけでは解決できない課題も多くあります。そのため、総合的な相談窓口の設置や支援を必要としている人と福祉活動をしている人との調整役となる人材を地域に配置することが求められています。
- 高齢者や障がい者等を支える家族には心身両面に大きな負担が伴うため、相談支援 を充実し、心理的な負担の軽減を図ることが必要です。
- 身近に行ける窓口として町の東西にも相談窓口が求められています。

施策の方向性

多様な福祉ニーズや福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、住 民が相談しやすい体制を整えます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 相談支援体制の整備を図ります。
- 支援が必要な人への配慮に努めます。

■社会福祉協議会の取り組み■

- 福祉ニーズを把握し、制度やサービスの情報などを包括的に提供し、地域の社会資源や専門機関などにつなぐ調整をする総合相談窓口を充実します。
- 何らかの支えを必要とする人に、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、 社会福祉協議会及び社会福祉法人等の福祉活動を調整することにより、生活支援を 行い、問題解決に努め、それで解決できない場合は専門機関を紹介する地域福祉コ ーディネーターを総合相談窓口に配置します。
- ・東西の地域住民が身近に行ける窓口として、月1回の出張総合相談窓口を東西のふれあいセンター内に設置することを検討します。

■町民一人ひとりができること■

・社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などについて理解を 深めましょう。

施策4-2:相談から支援への連携(ネットワーク)づく りを進めます

現状・課題

- 地域での多様な福祉課題に対応していくためには、町、社会福祉協議会、社会福祉 法人、関係行政機関、福祉サービス事業者、NPO、ボランティア、各行政区、民 生委員・児童委員、地域住民がそれぞれの特性を生かし、協働できる体制を整える ことが必要です。
- それぞれの団体、機関が役割分担したうえで、協力・連携を図っていくことが重要です。
- 特に、町と社会福祉協議会は、それぞれの特性をいかし役割分担し、協働することで、総合的に地域福祉を推進していくことが求められています。
- 高齢者や判断能力が不十分な人が、地域でできる限り自立した生活を送れるよう支援するしくみづくりが求められています。
- ボランティア活動を促進する環境づくりも必要です。
- ・障がい者の親の高齢化に伴う課題に対応する支援のしくみづくりが求められています。

施策の方向性

・高齢者や障がい者などの地域での生活を支えるために、様々な機関や団体などとの ネットワークの構築を支援します。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 関係者との連携を強化し必要な福祉サービスの提供に努めます。
- 地域福祉の推進団体である社会福祉協議会と協働体制の充実を図ります。

- ・地域住民、各行政区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、福祉施設、医療機関など、地域に関わる多様な担い手による見守り活動をするネットワークづくりを進め、適切に専門機関等につなぎ、支援する体制を推進します。
- ・地域福祉コーディネーターを配置し、支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするとともに、

地域住民、各関係機関や事業所と連携し、新たな課題解決に向けたシステムの開発 や取り組み(コミュニティソーシャルワーク)を行います。

- ・関係機関が連携した相談体制と定例会議などによる情報共有のしくみづくりを進めます。
- 住民が活動をしやすいよう、ボランティア団体等を立ち上げるための支援や活動支援を行います。
- 生活困窮者自立支援事業を通じて相談から支援への連携づくりを進めます。
- 日常生活自立支援事業を通じて権利擁護事業を進めます。また、成年後見制度の利用促進を検討します。

施策4-3:分かりやすい情報提供を進めます

現状・課題

- 住民は、利用できるサービスの情報やどのようなサービスがあり、どこに申請すればよいのかという情報を求めています。
- •情報発信の方法として、広報紙やホームページが情報媒体として大きな役割を果たしていますが、高齢者や障がい者には情報が届きにくいため、誰もが必要な情報を手軽に受け取れるような配慮が必要です。
- 多様化している福祉に関する相談に対応するためには、福祉サービスに関する窓口の一元化に努めるなど相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進する必要があります。

施策の方向性

・誰もが手軽に情報を受け取れるように、分かりやすい情報の伝達に努めます。 多様化している相談に対応し、利用しやすい窓口の充実を図ります。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- 各種媒体を活用し、分かりやすい情報提供に努めます。
- 手話通訳・要約筆記者の派遣についての周知を図り、障がい者が必要なときに利用 しやすい体制づくりに努めます。

- ・福祉だよりやホームページなどの掲載方法を工夫し、高齢者や障がい者等の必要と している情報の提供に努めます。
- ホームページの文字拡大、音声読み上げなど機能とサービスの見直しを図ります。
- パンフレットを用いるなどして、誰にでも分かりやすい説明に努めます。
- •目印をつけるなど、誰でも分かりやすく確実に目的の窓口に行けるよう工夫します。

- サロンなどを通じた情報提供を行います。
- 新たな情報提供サービスとしてメール配信サービスを検討します。

■町民一人ひとりができること■

福祉に関する情報に関心を持ちましょう。

施策4-4:アウトリーチ型のコミュニティソーシャル ワークを充実します

現状・課題

- 支援が必要だが、様々な理由により地域において SOS が出せず、窓口に相談に来ることができない人がいます。
- ・支援が届かない人を発見し、その人の生活を支援するために必要な社会資源やサービスにつなぐための入り口をつくることが求められています。
- ・相談窓口に来るのを待つのではなく、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に 申し出をしない人たちに対して、こちらから積極的に出向いて(訪問して)働きか け、相談に結びつけることにより支援につなげること(アウトリーチ)が必要です。

施策の方向性

• 支援を必要とする人を早期発見し、その人の生活を支援するために必要な社会資源 やサービスにつなぐことのできる体制を整えます。

今後の取り組み

■町の取り組み■

- ・関係機関の連携により課題の把握に努めます。
- 懇談会やワークショップなどにより積極的な啓発に取り組みます。

- ・全ての事業・活動が、相談・ニーズ発見・つなぎの機能を持っていることを意識 し、全ての職員が「何でも相談を受けてつなぐ」意識で業務を行い、コミュニティ ソーシャルワーク(CSW)の機能を強化します。
- ・地域福祉コーディネーターを配置して、アウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援 につながりにくい生活課題を発見することにより、問題解決に向けた取り組みを進めます。
- ・民生委員・児童委員など地域の福祉を担う人材や団体、関係機関などとも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、アウトリーチ活動につなげます。

・福祉団体等によるワークショップを定期的に行うことにより、地域における課題を 把握し、アウトリーチ活動につなげます。

■町民一人ひとりができること■

- 近所での声かけをしましょう。
- 悩みを抱えこまないで、気になることがあったら相談をしましょう。

第4章

計画の推進

1

計画の推進体制

本計画の4つの各基本目標は、町・社会福祉協議会・地域・町民がそれぞれの役割を認識し、課題を共有したうえで互いに協力して取り組む必要があります。

(1) 町の役割

地域福祉計画は、町総合計画を上位計画として保健福祉の分野別計画や他の分野の計画と整合を図りながら進める計画であるため、関係各課が全庁的かつ横断的な体制のもと計画を推進します。

また、社会福祉協議会や行政区、民生委員・児童委員、ボランティアなどの連携及び町民の参加を促進します。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的組織として、地域福祉活動を活性化し、さらに展開していくためのサポートを行います。具体的には、地域福祉を支えるボランティアなどの活動支援、地域の福祉活動を進めるための組織化支援、福祉教育、人材育成などを行います。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する基盤として、コミュニティソーシャルワークの機能を充実し、基本目標4(自立した生活を支援するしくみづくり)に取り組むとともに、基本目標1~3の取り組みをサポートします。

(3) 地域の役割

各行政区(地域)は、地域福祉活動実践の基本単位として、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブなどと連携して、小地域福祉活動や見守りネット(地域見守り活動)の立ち上げに取り組むことが期待されます。

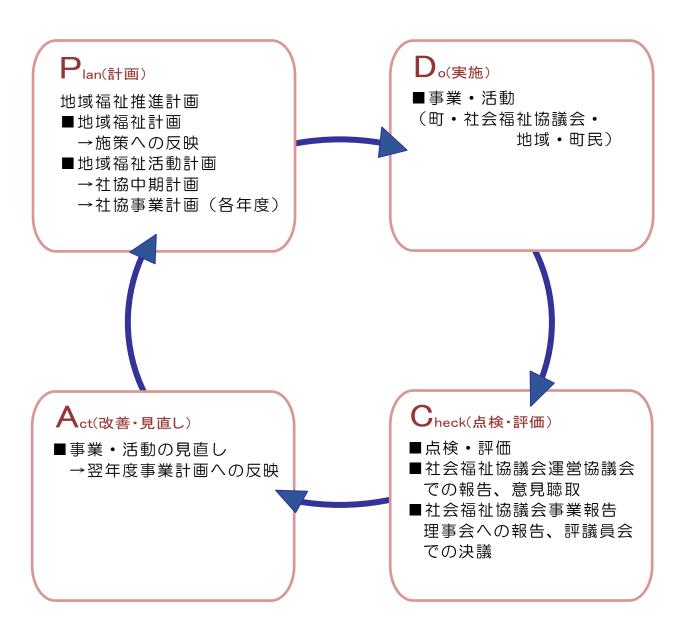
(4) 町民の役割

本計画は住民参加、住民主体が基本です。すべての地域の住民は支えられる立場であると同時に、自ら支える立場にもあることを理解し、身近で取り組めることから始めていくことが期待されます。

また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、ボランティアの研修等に積極的に参加することが望まれます。

2 計画の進行管理

以下のような PDCA で進行管理を行います。



参考資料

1 計画策定の経過

月	取り組み	内容		
平成 27 年 9月	地域福祉勉強会 住民福祉課、健康づくり 課職員 社協職員	「住民主体の地域福祉の推進と地域福祉・地域福祉活動計画の策定」 群馬県社協 中越信一氏		
1 0月	社協役員研修 (10月29日)	「みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画について」 (みどり市社協) / 意見交換 (明和町における地 域福祉の取り組みについて) 役員37名参加		
平成28年 2月	老人クラブ連絡協議会懇 談会(3月2日)	「老人クラブの課題等について」 46名参加		
3月	地域ケア推進会議 (3月25日)	ワークショップ 「こんな町であったらいいな」 約80名参加		
4月~6月	作業部会	策定懇談会委員の選任、町民アンケートの実施につい て、等		
4月	ボランティア連絡協議会 ワークショップ (4月28日)	「こんな町であったらいいな」 66 名参加		
5月	療育父母の会意見交換会 (5月16日)	会員9名参加		
6月	町民アンケートの実施	地域福祉に関する意識調査 町内在住 18 歳以上 80 歳未満 1,200 人		
7月	第1回策定委員会 (7月11日)	地域福祉推進計画の策定について		
7月	第 1 回策定懇談会 (7月19日)	地域福祉推進計画の策定について		
8月	地域福祉講演会 (8月4日)	「支え合い・助け合いのまちづくり」 群馬県社協 中越信一氏		
9月	第2回策定懇談会 (9月21日)	計画骨子案について意見交換(カードワーク)		
11月	第3回策定懇談会 (11月9日)	計画案について意見交換		
平成29年 2月	第 4回策定懇談会 (2月2日)	計画書(案)		
2月	第2回策定委員会 (2月6日)	計画書(案)		
2月	パブリックコメント	計画に対する意見募集(2月10日~28日)		
3月	第3回策定委員会 (3月27日)	計画書(最終案)		
3月	第5回策定懇談会 (3月28日)	計画書(最終案)		

2 アンケート調査について

(1) アンケート調査の目的

計画策定の基礎資料として、地域福祉に関する町民の考え方や意見を把握するため実施した。

(2) 調査設計

調查地域 明和町全域

調査対象 明和町在住 18歳以上の町民1,200人(無作為抽出)

調査期間 平成28年6月

調查方法 郵送配布 • 郵送回収

(3) 調査結果

対 象 者 1,200人

有効回収数 525件

有効回収率 43.8%

(4) 報告書

「明和町地域福祉に関するアンケート調査報告書」(平成28年9月) (明和町ホームページ、明和町社会福祉協議会ホームページに掲載)

3 策定委員会設置要綱

明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明和町地域福祉推進計画(以下「計画」という。)の策定について、 事務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(計画の内容)

- 第2条 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 107 条の規定に基づき明和町(以下「町」という。)が策定する明和町地域福祉計画
 - (2) 法第 109 条の規定に基づき社会福祉法人明和町社会福祉協議会(以下「町社協」 という。)が中心となって策定する明和町地域福祉活動計画
- 2 町と町社協は、共同して前項各号に規定する計画を一体的に作成するものとする。 (策定懇談会)

- 第3条 計画に町民の意見を反映させるため、明和町地域福祉推進計画策定懇談会(以下「策定懇談会」という。)を開催するものとする。
- 2 策定懇談会は、別表1の関係機関、関係団体及び町民の代表者をもって組織し、明和町長(以下「町長」という。)及び社会福祉法人明和町社会福祉協議会長(以下「町社協長」という。)が委嘱する。
- 3 策定懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総括し、策定懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。
- 6 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は 意見を聞くことができる。

(策定委員会)

- 第4条 計画を策定するために、明和町地域福祉推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。
- 2 策定委員会は、計画策定に関する事項について協議、検討及び連携調整を行う。
- 3 策定委員会は、別表2の町関係職員及び町社協関係職員をもって組織する。
- 4 策定委員会に委員長を置き、副町長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 6 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 委員長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

- 第5条 策定委員会の補助機関として、明和町地域福祉推進計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。
- 2 作業部会は、計画策定に関する事項について調査及び研究を行い、計画の素案を策定する。
- 3 作業部会は、別表3の町関係職員及び町社協関係職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、町介護福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、必要の都度部会長が招集する。
- 6 部会長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又 は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 計画の策定に係る庶務は、町介護福祉課及び町社協にて処理する。 (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行し、計画の策定が完了したときにその効力を失う。

4 明和町地域福祉推進計画策定懇談会委員名簿

(委嘱期間:平成28年7月19日~平成29年3月31日)

No.	区分	所属等	氏 名	備考
1	学識経験者	議会文教厚生常任委員会 (委員長)	田口・晴美	
2	福祉関係者	老人クラブ連絡協議会 (会長)	奈良原宜子	
3	福祉関係者	ボランティア連絡協議会 (会長)	長谷川照子	
4	福祉関係者	心身障害児者療育父母の会 (会長)	落合 芳子	
5	福祉関係者	身体障害者団体明和町更生会 (会長)	薗田 悦彦	
6	福祉関係者	母子•寡婦会(会長)	新井あさ子	
7	保健医療関係者	町内医師代表	竹越	
8	保健医療関係者	町内歯科医師代表	松永 諭勲	
9	地域団体関係者	区長会代表(副会長)	新井 直次	
10	地域団体関係者	民生委員児童委員協議会(会長)	駒宮 完生	H.28.11.30 まで
	123011111111111111111111111111111111111		矢之貴洋子	H.28.12.1 から
11	地域団体関係者	民生委員児童委員協議会 (主任児童委員代表)	新井 和惠	H.28.11.30 まで
			石原 惠子	H.28.12.1 から
12	地域団体関係者	食生活改善推進協議会 (会長)	鯉沼 照子	
13	福祉サービス 事業者	特別養護老人ホーム和の郷 (施設長)	橋本 貴好	
14	福祉サービス事業者	小規模多機能ホーム憩(施設長)	遠藤 和男	H.28.7.31 まで
			木村 美樹	H.28.8.1 から
15	町民代表	公募	鯉沼 信雄	
16	町民代表	公募	竹内 好美	
アドバイザー		群馬県社会福祉協議会 (参事兼地域福祉課長)	中越信一	



この計画策定には共同募金の 配分金を一部利用しています。

明和町地域福祉推進計画

発行日 平成 29 年 3 月

発 行 明和町

社会福祉法人明和町社会福祉協議会

明和町介護福祉課 社会福祉法人明和町社会福祉協議会

T370-0708 **T**370-0708

群馬県邑楽郡明和町新里250-1 群馬県邑楽郡明和町新里311-3

電 話:0276-84-4013(代表) 電 話:0276-84-4013

FAX: 0276-84-3114 FAX: 0276-84-4904

URL: http://www.town.meiwa.gunma.jp URL: http://www.meiwa-syakyo.or.jp